令和９年度　常滑市児童育成クラブ入会案内

１　放課後児童クラブとは

保護者が仕事等の事情で昼間家庭にいない児童に対し、学校の授業終了後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的として実施しています。

２　対象児童

市内の小学校で１学年から６学年までに在籍する児童



３　児童育成クラブ実施場所

施　　設　　名	対 象 小学校区	住 所	電 話	早朝/ 延長	定 員
三　和　小　学　校	三和小	久米字諏訪山 183	43-5537	あり	40 名
大 野 小 学 校 ※４	大野小	大野町 10-70	43-9560	あり	40 名
西 之 口 児 童 館	鬼崎北小	西之口 8-60	43-5721	あり	40 名
【民間】めいわ児童クラブ※1,2,3,	鬼崎南小	明和町 3-15	070-3256-0457	あり	120 名
【民間】にじの丘児童クラブ※1,2,3	鬼崎南小	虹の丘 5-115	47-5595	あり	40 名
【民間】学童ほーむ キッズルーフ※1,2,3	常滑東小	古社 6-49	26-0069（星崎本部） 080-6617-6859（学童携帯）	あり	70 名
常 滑 児 童 センター	常滑東小	瀬木町 1-105	35-3666	あり	160 名
常 滑 西 小 学 校 ※４	常滑西小	本町 3-136	34-3117	あり	120 名
西　浦　北　小　学　校	西浦北小	井戸田町 3-177	35-2188	あり	40 名
西　浦　南　児　童　館	西浦南小	古場町 7-16-3	34-6940	あり	40 名
小　鈴　谷　小　学　校	小鈴谷小	大谷朝陽ケ丘 1-94	37-0515	あり	40 名

※1　民間の児童クラブの入会案内については、内容が異なる場合がありますので、各児童クラブにお問い合わせください。
※2　民間の児童クラブの入会申込は、各児童クラブで行ってください。
※3　民間クラブとの併願はできません。
※4　令和７年４月から、運営を民間事業者に委託していますが、申込みは公立と同様に市に申し込んでください。

（1）保護者または代理人（大人）が時間内に迎えに来ることが可能であること。
（2）春、夏、冬期学校休業期間及び祝日は、保護者または代理人(大人)が送迎可能であること。
（3）次の基準表のいずれかに該当すること。

家庭外労働	**父母および同居の祖父母が以下の条件をすべて満たす場合** 1　昼間（8時～18時）において、概ね4時間以上居宅外で就労しており、その終了時間が14時以降（ただし、長期学校休業期間のみの利用の場合は終了時間が14時以降でなくても可）である。 2　1の就労日数が毎月15日以上である。 3　児童の育成に当たる者がいない。
保護者等が病気	保護者等が病気や出産等で入院し、児童の育成に当たる者がいない場合
災　　害	火災、風水害等により、児童が居宅を失い、または破損した場合において、その復旧のため児童の育成に当たる者がいない場合
そ の 他	上記のほか、児童の育成に欠けると認めた場合（産前産後休業を含む）

※ 同居の祖父母、叔父、叔母についても就労証明書等が必要です。ただし65歳以上(令和9年4月1日現在)の場合は必要ありません。

5　入会期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日（※年度ごとに申請が必要です。）

<注　意>

- ✓ 2ヶ月間連続で利用しなかった場合は、退会手続きをしていただく場合があります。
- ✓ 入会基準に該当しなくなった場合は、退会となります。
  （例えば、仕事を辞めた場合は入会基準を満たさなくなります。）
- ✓ 正当な理由なく利用料を滞納した場合、利用ができなくなる場合があります。
- ✓ 集団生活が不適当・危険と認める児童は、利用ができなくなる場合があります。

6　実施日・時間等

開所日	平日（学校がある日）：下校時～午後6時
	土曜日、祝日等学校休業日（次の休日を除く日）：午前8時～午後6時 ※5月3日～5日、8月12日～13日、県民の日学校ホリデー、12月28日、1月4日は集約して行います。
休　日	日曜日、年末年始（12月29日～1月3日） その他台風などの自然災害、警報発令時等

※土曜日、祝日の利用は毎月申請が必要です。就労証明書の提出対象者、全員が就労等により児童が家庭で過ごすことができない場合に、利用可能です。
※祝日、夏休み、冬休み、春休み期間で午前7時30分から早朝保育を行う実施場所もあります。
※午後7時まで延長保育を行う実施場所もあります。
※開所日であっても、児童の利用予定がない日及び児童の利用予定がない時間帯は、開所しません。また、開所している場合も児童の利用が終了し次第閉鎖します。
※土曜日をはじめ、公立児童育成クラブにおいて利用予定児童数が少ない開所日は、事前に保護者に連絡のうえ、常滑児童センター等に集約して実施する場合があります。

7　利用料

利用期間		利用料	（内）お茶･教材費等
通年	原則一年を通しての利用	７，６５０円	１５０円
		１０，１５０円 （８月のみ）	
長期学校休業期間のみ	①春休み（４月１日～入学式）	１，５７０円	７０円
	新１年生のみ早帰り期間のある４月の１か月を利用することもできます	（新１年生４月） ７，６５０円	（新１年生４月） １５０円
	②夏休み(終業式～８月３１日)	１２，３００円	３００円
	③冬休み(終業式～冬休み最終日)	２，６５０円	１５０円
	④春休み（修了式～３月３１日）	１，５８０円	８０円

※利用料には、お茶・教材費が含まれています。
※早朝・延長利用料は、各２，５００円／月（①・④は各１，２５０円）です。
※早朝料金は、長期学校休業期間のみの引き落としです。お申込みいただくと、年間を通して利用できます。

＜減免制度について＞　※減免の申請は毎年必要です。

以下の①～③に該当する世帯は、半額を減免します。
① 生活保護法による保護を受けている世帯
② 母子・父子家庭世帯
③ 令和９年度分の市民税非課税世帯
（ただし、４～６月分については令和８年度分の市民税を適用）
※ お茶・教材費等は減免対象外です。

8　利用の方法等について

・市のホームページ（暮らし→子ども→子育て支援）に、資料を掲載しております。
・入会決定後、入会資料を郵送します。利用に関する重要な書類がありますので、よく読んで必要書類の提出をお願いします。

▲市HP

9　その他

・よりよい育成環境づくりのため、児童の様子について、学校や在籍していた保育園等に問い合わせる場合がありますので、ご承知おきください。
・欠席やお迎え時間の変更については、必ず保護者が前日までに児童育成クラブへ直接お知らせください。児童の口頭による連絡は認めません。
・インフルエンザやコロナ等の感染症と診断された場合、インフルエンザ等による学級閉鎖または早帰りにとなった場合は児童育成クラブを利用することはできません。

１０　入会申込みの方法・流れについて　※民間の児童クラブは、各児童クラブで配布・受付します。

入会案内（本紙）・就労証明書を入手

■ 入手可能時期　令和８年１０月２０日（火）から
用紙は、市ホームページでダウンロードできます。
ダウンロードできない場合は、各クラブ（入会希望の育成クラブ）または市役所子育て支援課でもお渡しします。
※長期学校休業期間のみ利用の方も一斉申込時に手続きが必要です。

▲市HP

就労証明書の準備

父母等の就労証明書は、勤務先に記載していただく必要があります。

申込手続き

■ 申込期間　令和８年１１月１７日（火）～ １２月４日（金）

■ 申込方法（インターネット申込のみ）
原則、申込フォームでの申込になります。申込期間中はいつでも申込ができます。
※期間後は、市の窓口で手続きをしてください。

▲申込フォーム

■ 提 出 物
申込フォームに必要事項を入力し、就労証明書の画像データを添付してください。

■ 注意事項
- ✓ 学年は新学年を記入してください。
- ✓ 利用希望クラブは、通学している小学校区内の育成クラブで申し込んでください。
- ✓ 記載事項をよく読んで不備がないように入力してください。不備等がある場合、問い合わせさせていただく場合があります。不備が解消されるまでは受付完了にはなりません。
- ✓ 入会理由（児童育成クラブ入会の必要性）を具体的に記入ください。
- ✓ 就労証明書の原本は、ご自宅で保管していただくようお願いします。
- ✓ 有期で雇用が切れた場合は、再度就労証明書の提出が必要です。
- ✓ 期間後の申込みの場合、希望する育成クラブに入会できない可能性があります。
- ✓ 期間後の申込みの場合は、利用を開始する月の前月 20 日までに申込みをしてください。

書類審査

定員を超える申し込みがあった場合は、次の順番を優先として抽選にて決定します。

①　１～３年生の児童	②　４年生の通年の児童	③　５年生の通年の児童
④　６年生の通年の児童	⑤　４年生の長期の児童	⑥　５年生の長期の児童
⑦　６年生の長期の児童	※長期期間は、学区外の案内になる場合があります。	

入会決定のお知らせ

結果については、各家庭に決定通知書や提出書類等をお送りします。１月下旬の発送を予定しています。

＜不明な点がございましたら以下の連絡先にお問い合わせください＞

市役所子育て支援課　☎４７－６１５０（直通）（月～金曜日　午前９時～午後４時）
常滑児童センター　☎３５－３６６６（火～土曜日　午前９時～午後５時まで）